

認定 NPO 法人に寄付をしたときのメリット(個人/法人)

😊 個人の方は、確定申告をすることにより、所得税を下げることができます。

確定申告をするときに、下の①か②のどちらかを選びます。

① 所得控除を受ける

年間の寄付金額 - 2,000 円 = 寄附金控除額

※年間の寄付金額 は「同年の総所得金額等の 40%」が限度額となります。

例として、世帯年収 500 万円で夫婦共働き+子ども 2 人の世帯の方が、UAPACAA に 5 万円寄付をしてくださったとすると、特別な住宅ローンや医療費控除がないものとして、寄付金控除を受けない場合より $(50,000-2,000) \times \text{税率 } 10\%=4,800$ 円 所得税が安くなります。※あくまでも概算です。実際は各世帯の収入や家族構成や控除額・税率によって差異が生じます。

② 税額控除を受ける

(年間の寄付金額-2,000 円) × 40% = 税額控除額

※算出時の 年間の寄付金額 は「同年の総所得金額等の 40%」が限度額となります。

※税額控除額は「その年の所得税額の 25%」が限度額となります。

※「公益社団法人等寄附金特別控除」にあたる控除がある場合、認定 NPO 法人への税額控除額 と合算して限度額が適用されます。

例として、世帯年収 500 万円で夫婦共働き+子ども 2 人の世帯の方が、UAPACAA に 5 万円寄付をしてくださったとすると、税額控除を受けない場合より $(50,000-2,000) \times 40\%=19,200$ 円 所得税が安くなります。

上記の例はあくまでも概算です。高額所得者が、“ある程度の額以上を寄付したとき”は、所得控除を選んだほうが減税額が大きくなる場合があります。

😊 法人の場合は、特別損金算入限度額の導入で、経費扱いの額がぐんと上がります。

▼個人や任意団体、NPO 法人などに寄付したときの

一般損金算入限度額 = (資本金等 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 0.25

▼認定NPO法人に寄付したときの

特別損金算入限度額

(資本金等 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 0.5 !

例として

【資本金1000万円の会社】が、
【所得金額500万円】だった年度に
UAPACAAの活動に対し【212,500円の寄付】をする
場合で考えてみます。

株式会社や任意団体、NPO法人などに上記金額を寄付をしたときは、いわゆる「一般損金」としての計上になりますので、

一般枠

$$\left(\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \right) \times 0.25$$

$$(1,000万 \times 0.25\% + 500万 \times 2.5\%) \times 0.25 = 3.75万$$

となり、損金に算入できるのは37,500円まで、となります。
残りの17万5千円については、経費扱いとはできません。

特別枠

$$\left(\text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times 0.5$$

$$(1,000万 \times 0.375\% + 500万 \times 6.25\%) \times 0.5 = \underline{\underline{17.5万}}$$

これに対して、認定NPO法人への寄付の場合は、「特別損金」として、175,000円が認められます。

それだけでなく！

「特別枠」をはみ出してしまった金額については、
さらに一般枠として扱うことができるため、
上記37,500円とプラスして、合計金額を損金に算入することができるのです！

